

障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告事務取扱要領

郡山市保健福祉部障がい福祉課

1 目的

この要領は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業所等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）において、利用者に対するサービス提供中の事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合の各事業所等から市への報告の取扱いを定め、事業者自らが事故等の発生要因の検証や再発防止策の検討を行うことで、類似する事故等の再発防止及び利用者に対するサービスの質の向上並びに事業所等の運営の適正化に資することを目的とする。

2 対象

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設（施設入所支援）
- (3) 障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業所（地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援）
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- (5) 児童福祉法に基づく指定相談支援事業所（障害児相談支援）

3 報告すべき事故等の範囲

事業所等は、障害福祉サービス等の提供中に事故等が発生した場合に報告を行うものとする。なお、サービス提供時とは、送迎及び通院等の間も含み、事業所側の過失の有無を問わないものとする。

(1) 利用者の死亡事故

病気等による死亡で、明らかに事故死とは認められないものは除くが、死因等に疑義（トラブル等）が生じる可能性がある場合には報告すること。

(2) 利用者の事故によるケガ

ケガにより医療機関を受診した場合

(3) 利用者に対する職員または他の利用者の暴行及び虐待等（不適切な処遇（疑）を含む。）

(4) 利用者の不法行為

利用者が引き起こした施設内外の不法行為

(5) 職員の不法行為

預かり金の着服、守秘義務違反等及び利用者の処遇に影響があるもの

(6) 利用者の無断外出及び行方不明（短時間で見つかった場合も含む）

(7) 自然災害（風水害、地震等）及び火災による死傷

(8) 誤薬の発生

(9) 食中毒及び感染症の発生

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日 付け厚生労働省通知）」に基づき報告が必要な場合。

なお、上記通知に基づき保健所へ提出した報告書の写しを事故報告に代えることができるものとする。

(10) その他（1）から（9）以外の事項で事業者が報告すべきと判断した場合

4 報告方法

事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族等へ連絡するほか、必要に応じて警察署や児童相談所、保健所などへ法令に基づいた通報を行うとともに、次により事故等の報告を行うものとする。

なお、事故等の報告は、事故報告書（別紙第 1 号様式）により行うものとするが、既に事業所等において必要項目が網羅された様式を作成している場合は、これを使用して差し支えない。

(1) 事故発生時の報告

事業所等は、事故等が発生してから 5 日以内に、事故等の概要や事故発生時の対応を第 1 報として報告する。

(2) 事故対応後の報告

事故等発生後、利用者等の家族への説明や関係機関等への報告など、一連の対応が終了した時点（事故等発生から 30 日以内とする）で、事故等の発生要因の検証結果や再発防止策などの検討結果も含めて最終報告として報告する。

5 報告先

保健福祉部障がい福祉課

6 施行期日

令和 5 年 6 月 1 日